

15. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>住宅着工統計公表時期の前倒し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>住宅着工統計は、国土交通大臣が都道府県の建築主事等経由で調査票を収集し、毎月分について翌月末までに集計を行ない、公表している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>集計作業の電子化や民間開放等により、集計作業の一層の効率化をはかり、住宅着工統計の公表時期を半月程度、前倒しすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>市場動向や市場における自社の位置付けを把握するためには、住宅着工統計のより迅速な集計・公表が望まれる。 規則上、各都道府県知事から国土交通大臣への調査票の提出締切は翌月13日、国土交通大臣による集計・公表締切は翌月末となっているが、電子化の進展した現在、集計作業の民間開放等を通じて集計期間を短縮することは可能と考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築動態統計調査規則第7条、第11条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省</p>

<p>その他(2)</p>	<p>コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した 住民票発行サービスの実施【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>9月10日の構造改革特別区域推進本部決定により、特区における特例措置であった「住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業」の全国展開が認められ、個人情報保護のためのセキュリティ基準を満たした上で、市町村の自主的な判断による設置が可能となった。</p>
<p>要望内容</p>	<p>個人情報保護のためのセキュリティ基準の確保を前提に、自動交付機に加えて、コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビニエンスストアA社が実施した2003年顧客調査の結果、コンビニエンスストアで提供するニーズが高いと考えられるサービスとして、回答の約35%が「住民票、戸籍謄本等の引渡し」を挙げており、調査の中で最もニーズの高い項目となっている。</p> <p>コンビニエンスストアに既に備え付けてある多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方自治体は、自動交付機設置に比べると非常に安価なコスト負担で、住民サービスの向上を実現することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>住民基本台帳法第3条、第36条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省</p>

<p>その他(3)</p>	<p>食鳥検査業務における指定検査機関の指定基準の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>食鳥処理業者は、食鳥を処理する際、都道府県知事が行なう食鳥検査を受けなければならない。都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(指定検査機関)に、食鳥検査の全部又は一部を行なわせることができる。なお、民法34条の規定により設立された法人以外の者は指定検査機関になることができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>市場への新鮮な鶏肉の供給を可能とするために、指定検査機関の指定基準を見直し、民間企業の参入を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>365日供給を要求する市場に対応するためには、賞味期限の短い鶏肉は、週末にも食鳥処理を実施することが望ましい。しかし、現在、食鳥検査の週末受け入れが十分行なわれていないために、曜日によっては新鮮な鶏肉の供給が困難となる場合がある。指定検査機関への民間企業の参入が可能になれば、週末受け入れ等市場のニーズに対応したサービスの提供が可能になる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第22条第2項第1号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>その他(4)</p>	<p>インターネットを利用した公図・地積測量図の閲覧の実現【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>登記所に備え付けてある公図、地積測量図は公開されており、必要事項を記入した申請書を提出すれば、これら図面の閲覧又は写しの交付を請求することができる。 現在、登記所が保管する登記情報については、インターネットを通じて請求・入手すること(有料)が可能となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公図、地積測量図についても、登記情報同様、インターネットでの閲覧を実現すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、公図、地積測量図の閲覧のためには管轄の登記所に出向かなくてはならない。インターネットでの閲覧が可能になれば、大いに利便性が高まる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>不動産登記法</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>その他(5)</p>	<p>旅券申請・交付受付窓口の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>旅券の交付・申請に係る事務は法定受託事務であることから、地方自治法の定めにより業務の全部を外部委託することはできない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>旅券の交付・申請に係る事務を民間開放し受付窓口を増やす、あるいは、区役所等最寄りの地方自治体窓口でも手続きが可能なようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>旅券の発給には厳格な本人確認が必要とされており、申請者は申請時と受領時の計2回、窓口に出向かなくてはならない。各都道府県にある旅券の申請窓口は数が少なく、利用者利便性が低い。(東京都4ヶ所、神奈川県8ヶ所、千葉県11ヶ所、埼玉県6ヶ所など)</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>旅券法第21条の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>外務省</p>

<p>その他(6)</p>	<p>自動車運転免許証更新手順の受付時間の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会に申請書を提出しなければならない。受付時間は都道府県によって異なる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>更新に係る窓口業務の民間開放も視野に入れ、自動車運転免許証更新の受付時間を拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>地方自治体により異なるが、更新手順の受付時間が短く、平日のみ受付を行っている地方自治体もある。運転免許証の保有者数は年々増加していることを踏まえ、更新手順業務の民間開放も含めて、利用者の利便性の向上を検討すべきである。</p> <p>例)いずれも一般運転者講習該当者の場合 東京都 平日8:30 - 15:00、日曜日8:30-11:00、13:00-15:00 神奈川県 平日のみ 8:30-12:00、13:00-17:00</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>道路交通法101条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>警察庁</p>

<p>その他(7)</p>	<p>防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>防衛庁は、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が防衛庁向債権を譲渡することを認めており、債権譲渡の際の具体的な承認手続要領を規定している。</p> <p>政府向債権の譲渡については、近年、各省庁において売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進められており、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進を図っている。</p> <p>一方、防衛庁向の債権譲渡については、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行なうことになっており、また個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等多くの資料を申請書に添付せねばならず、手続が煩雑であり、手間がかかる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、 契約に債権譲渡禁止条項を設けない 債権譲渡手続の簡素化を図る 債権譲渡時の第三者対抗要件について債権譲渡登記の利用を可能とする方向で見直しを行なうべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>支払条件が比較的短い官公庁向債権の譲渡については、譲渡手続を短期間で完了させる必要があるが、現在のような個別案件毎の申請・承諾方式では迅速な対応は困難であり、債権譲渡を行なう際の障害の一つになっている。</p> <p>短期債権(契約履行後の債権)については債権債務の帰属関係が明確であり、債権の譲渡期間(債権譲渡時点から防衛庁の支払時点まで)が比較的短期間となることから、実施条件の緩和によるデメリットは少ないと考えられる。</p> <p>企業にとって使い勝手のより債権譲渡制度が構築され、防衛庁向債権の流動化が進めば、結果的に企業の支払い利息低減による装備品の調達コスト・ライフサイクルコストの抑制、企業体質の強化による供給能力の向上、供給の安定化等の効果も期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>中央調達に係る契約相手方が有する債権の譲渡の承認手続要領について(通達,2001年12月27日)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>防衛庁契約本部</p>

<p>その他(8)</p>	<p>下請法の適用会社の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>下請法の適用会社(下請事業者)は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者に上げられ、適用範囲が拡大された(2000年改正)。下請事業者に部品等の製造委託や修理委託を行なう際には、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することや、親事業者の遵守事項として、下請事業者の給付の受領を拒むこと等が禁止されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>下請法の適用基準について、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。 VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認のための先行検査を実施可能とすべきである。 引き取り責任を明確にした上で引き取り時期の柔軟対応を図るべきである。 下請事業者への部材の有償支給代金の相殺について、双方の合意の下、一品ごとの符合ではなく、一定期間における符合とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>グローバル化等の進展により、現在では、親事業者、下請事業者を問わず、国際競争に晒される中で、小規模会社でも独自の技術力を持って高い競争力を獲得する事業者も現れている。そのため、従来のように、下請事業者を資本金額のみによって一律に保護の対象と見なし、過度な保護下に据えることは、日本の国際競争力を殺ぐ行為である。また、下請法では、親事業者に対し、発注書面の交付時期や給付内容など厳格な書面交付義務が課せられている。そのため、親事業者には、必要以上に事務処理が発生するとともに、下請事業者においても特別な事務処理が必要となっている。また、新しいビジネスモデルであるVMI(ベンダー・マネージド・インベントリー)にこれらの規制が合致せず、下請法対象会社のVMIへの参加の障壁となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>下請代金支払遅延等防止法第2条8項、第3条、第4条、第5条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業取引課</p>

<p>その他(9)</p>	<p>大規模会社の事業報告書の廃止</p>
<p>規制の現状</p>	<p>会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額(持株会社は6,000億円、 金融会社は8兆円、 一般事業会社は2兆円)を超える会社は、毎事業年度終了の日から3月以内に、自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せられる。かかる報告書においては、当該企業が直接のみならず間接に議決権を保有する(25%超)会社を列挙し、議決権保有割合の他、一定の要件を満たす場合には、当該子会社・孫会社の総資産、事業分野、当該事業分野における1年間の売上額を記載することが必要となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>事業報告書の提出を廃止すべきであり、少なくとも、報告書の記載事項は、会社が直接株式を保有する子会社の報告に限定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業がより競争力ある活動を展開する上で、費用対効果の観点から、一律かつ形式的な報告は、企業側に不必要な負担を強いるため、できる限り削減すべきである。とくに会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社まで議決権保有割合、総資産、売上高を調査するのは煩雑であり、提出期限以内に提出することが困難な状態にある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第9条5項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業結合課</p>

<p>その他(10)</p>	<p>信託財産に係る議決権保有規制の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行業を営む会社は、独禁法11条2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。その認可基準は公取委ガイドラインに示されているが、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘わらず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行う等、柔軟な対応を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>平成15年9月の商法改正により、平成16年度から定款変更により、自己株式の取得が取締役会決議で可能となった。このため、当該定款変更を行った会社については、総議決権数の把握が困難になるとともに、予期せぬ自己株式の取得により、ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害するおそれがある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第11条第2項、公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業取引課</p>

その他(11)	公開買付けの際の事前相談制度の見直し[新規]
規制の現状	<p>会社が他の会社の株式を保有することとなった場合、一定の場合には、議決権保有比率が、10%、25%又は50%を超えることとなった日から30日以内に株式所有報告書を提出する必要がある。さらに一定の場合には、企業結合審査の対象となる。他方、当事会社から企業結合計画に関する事前相談があった場合には、資料が提出された日から原則として30日以内に、独禁法上問題がない旨またはさらに詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。詳細審査が必要な旨通知する場合には、公取委において詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。また詳細審査の結果の通知までは90日となっている。</p>
要望内容	<p>公開買付けの特殊性に応じた、事前相談の際の詳細審査の非公表措置等の審査プロセス及びスケジュールの明確化、限定された情報を考慮した審査、公開買付けに対応した迅速な審査を行うべきである。</p>
要望理由	<p>上場株式等の議決権の3分の1以上の取得には公開買付けが証券取引法上義務付けられているが、その取引形態は株式の取得であり、取得割合が不確定なため、公開買付け終了後の株式取得後において、独禁法上の株式所有報告書を提出することになる。企業結合審査の結果問題が指摘されても多くの投資家からの株式取得を止めることはできないので、問題解消の方法次第で不測の損害が発生するリスクがある。したがって、事前相談をすることが考えられるが、公表までは公開買付けの情報は極秘情報であり、事前相談に必要な具体的情報の収集が困難である。また、事前相談の結果、「詳細審査の公表」がなされた場合、公開買付け計画が事実上公表されてしまう。さらに、公開買付けの公表と詳細審査の公表を同時にした場合、詳細審査の期間が90日に対して、公開買付け期間は最長でも60日と法定されている。そのため公開買付け期間中には審査結果が出ないまま株式を取得することになってしまう。</p>
根拠法令等	独占禁止法第10条、企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

<p>その他(12)</p>	<p>企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。</p> <p>この点については、平成15年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあらず、「法律事務」に該当するためには、事件性が必要という方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。</p> <p>しかしながら、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされた。また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。</p> <p>ここで企業グループ内における有償での法務サービスとは以下のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供
<p>要望理由</p>	<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。</p> <p>しかしながら、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。</p> <p>また、そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの依頼者を保護するものと考えられるが、グループ内の法律サービスの提供により依頼者の利益が害される恐れはない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>弁護士法第72条、第77条第3号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省</p>

その他(13)	民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】
規制の現状	<p>行政手続については、「行政手続オンライン法」(平成15年2月施行)により、オンライン化の為の共通規定の整備が進められているが、裁判手続等については一律に適用対象から外されている。</p> <p>本件についてはオンライン化の実現を目指し、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が第159回通常国会に提出されたが、継続審議となっている。</p>
要望内容	「民事訴訟手続等の申し立て等のオンライン化」を早期に実現すべきである。
要望理由	<p>民事裁判の尚一層の迅速化と、事務処理の効率化のため、インターネット等を利用したオンラインによる申し立てを要望する。</p> <p>特に知的財産権に関わる裁判は、一般事件より迅速に解決されることが望ましく、知的財産高等裁判所設置法の施行(平成17年4月)にあわせ、オンライン申請を認めることが望ましいと考える。</p>
根拠法令等	民事訴訟法第133条
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局、最高裁判所

<p>その他(14)</p>	<p>公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している(平成15年度の中小企業者向けの契約目標は約4兆8450億円となっており、官公需総予算額の約45%を占めている)。この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2003年度には45%強に上昇しており、VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、段階的に適正化することが必要である。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>中小企業庁事業環境部取引課 地方公共団体</p>

<p>その他(15)</p>	<p>郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>郵便物に対する関税は、その特殊性を考慮して、賦課課税方式(納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式)によるものとされている。他方、一般の貨物は、申告納税方式(納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定する方式)となっている。この結果、輸出され、又は輸入される信書を除く国際郵便物は、一般貨物と異なり輸出及び輸入申告を必要とせずに通関することが認められている。税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、日本郵政公社(以下「公社」という。)の職員の立会のもとで、税関職員に必要な検査をさせるものとされているが、現場では、税関職員が当該貨物に貼付してある税関告知書等に記載された金額を見て任意に課税を行っているのが現状である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>郵便物に賦課課税方式を認めている理由を明らかにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>公社が取扱う信書を除く郵便物には簡易な通関が認められる一方、民間事業者のメール便、小包には簡易な通関が認められない理由が明確でないため。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>関税法第6条の2、第76条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省関税局関税課</p>

<p>その他(16)</p>	<p>行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国の行政機関がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならない。 また、地方公共団体が長期継続契約として締結できるリース契約の対象は、本年11月を目途に公布される政令で定めることとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国の行政機関においても、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象にリース契約を含めるべきである。 また、地方公共団体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めるよう検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>本年6月の規制改革集中受付月間における財務省の回答から、国庫債務負担行為としてのリース契約の積極的な活用が周知徹底されていることは評価できる。こうした政府の取組みをさらに進め、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを検討し、早期に措置すべきである。 また、本年5月26日に公布された改正地方自治法によって、リース契約が長期継続契約の対象にされることとなったが、具体的なリース契約の対象については、政令で定められることになっている。政令の策定にあたっては、OA機器に加え、自動車、医療機器など、対象となる物品を幅広く認めるよう求めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第234の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省主計局法規課 総務省自治行政局行政課</p>

<p>その他(17)</p>	<p>指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一般職の地方公務員の派遣は、公益法人や一部の営利法人(地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの)に限定されている。また、営利法人に派遣される場合には、形式的に一旦退職する必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>指定管理者の指定を受けた営利法人についても、地方公務員の派遣を認めるべきである。また、形式的に退職が求められる営利法人への派遣について、公益法人等への派遣制度と同様に、退職せずに派遣できるよう見直しを図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>指定管理者制度のもとで、地方公共団体の事務・事業を民間委託する場合、当該事務事業に従事する地方公務員の処遇が大きな課題となっている。地方公共団体の創意工夫の発揮によって、官民のパートナーシップの推進が模索される中、民間企業へ地方公務員を派遣させることができれば、こうした課題解決に資することに加え、当該事務・事業の連続性(安全かつ安定的なサービスの供給)の維持が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>

<p>その他(18)</p>	<p>国家公務員等の採用試験における受験資格としての 年齢制限の撤廃【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>人事院規則8 - 18(採用試験)第7条では、国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限を課している。例えば国家公務員 種試験を受験できるのは、採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国家公務員採用試験(種 ~ 種)及び政府関係諸機関の職員採用試験(国税専門官等)における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>雇用対策法第7条では、「事業主は労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められたときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」とされている。一方、国家公務員及び政府関係機関職員の採用においては、人事院規則によって、年齢制限が課せられており、採用にかかる官民のイコールフットINGが図られていない。</p> <p>人事院は平成15年度年次報告書の中で、受験資格としての年齢制限について、「年齢にかかわらず均等な受験機会を確保するという観点から、撤廃する方向で検討を行っている」との見解を示していることから、早期に結論を得て、措置することを求めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>人事院規則8 - 18第7条(別表3)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>人事院人材局</p>

<p>その他(19)</p>	<p>時間帯別電力量計の検定の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要があり、一つの計器で複数の時間帯の電力量等を計量する場合にも時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>1つの検出部で計量した値を時間帯ごとに区分・表示する場合には、一つの検出部の計量の確からしさを検定すれば、各時間帯ごとにおいても計量の確からしさを担保できることから、全日計量値以外の各時間帯別計量値の検定を廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子式時間帯別の時間帯別計量値は、1つの検出部が計量した値を時間帯別に区分した値であるため、1つの検出部の計量機能の確からしさが担保されれば、機構上時間帯別の計量値に誤差は生じない。また、こうした機構上の特質の確認は、計器の型式試験において確認することが可能である。</p> <p>従って、電子式時間帯別計器については、型式試験によって機構を確認することに加え、検定において共通する検出部の計量機能の確からしさを確認することによって、時間帯別計量値の確からしさを担保できることから、個々の時間帯別計量値の検定は廃止すべきである。</p> <p>なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、本件について措置困難(現行の検定コストに係る割引率を引き上げることは可能)という見解が示されているが、上記の理由を踏まえ、重複部分の検定の廃止について再考し、早期に検討を行い措置すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部市場整備課</p>

<p>その他(20)</p>	<p>電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差について検定を行うことが義務付けられている。また、こうした検定方法は、計器本体と最大需要電力表示装置が一体となっている電子式複合計器にも義務付けられている。この結果、最大需要電力量の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分ごとの計量データの平均値をとる必要があり、検定試験作業に過度な時間を要している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>検定試験作業の効率化を図るため、電子式複合計器の構造や動作原理に応じた新たな検定方法の採用を検討し、早期に結論を得るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子式複合計器は、機械式の電子計器と異なり、計器本体と最大需要電力計が分離されておらず、1つの電子回路と演算を行うソフトウェアによって計量しているため、表示誤差や機構誤差は生じない。従って、電子複合計器の最大需要電力計部の確からしさの確認を行った上で、電力量計部との表示の整合性が確認されれば検定試験の目的は十分達成できる。</p> <p>なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、特定計量器検定検査規則のJIS化の骨格が固まった段階で検討するとの見解が示されているが、機械式分離型計器を前提とした検定方法を、電子式複合計器の構造・動作原理に応じた試験方法に見直すことと、特定計量器検査規則のJIS化とは切り離して考えるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則第659条、第679条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部市場整備課</p>

<p>その他(21)</p>	<p>指定給水装置工事業者以外が取り付けることのできる 水栓金具の対象の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>給水装置の工事ができる者は、水道事業者から指定された指定給水装置工事業者に限定され、水道水の供給を受ける者の給水装置が指定事業者の施工した給水装置工事でないときは、水道事業者は給水契約申し込みの拒否や給水の停止を行うことができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令(水道法施行令)及び省令(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでないとしている。しかし、実際には、水道事業者によって、この基準に適合しているか否かの判断が異なり、単独水栓のみに対象機器を限定する運用が行われているところがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>省令の基準を満たす湯水混合タイプ並びに電動作動式の給水栓であれば、指定給水装置工事業者以外であっても取り付け工事が可能となる旨を周知徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>第三者認証や自己認証によって、省令の基準を満たすことが確認されている給水栓であれば、水道の安全性は担保されることから、対象機器を単独水栓等に限定する必要はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>水道法第16条、第16条の2、水道法施行令第5条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省健康局水道課</p>

<p>その他(22)</p>	<p>消費税免税指定店舗申請の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>外国公館等との免税取引を行うにあたり、事業者は店舗ごとに「外国公館等に対する消費税免税指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>店舗ごとの申請ではなく、会社全体として申請ができるよう手続面の見直しを図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>本年6月の規制改革集中受付月間において財務省は、同一の事業者が複数の店舗の申請を行う場合には、一枚の申請書に指定を受けようとする店舗を列記等することにより一括で指定を行い、手続面の簡素化に配慮していると回答している。その一方、外務省の回答では、現在の手続により確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届出ることでも確保され、かつ、それが手続の簡素化になるのであれば、申請手続上、問題がないという見解が示されている。財務省としても外務省の見解を踏まえ、再度、手続の簡素化に向けた検討を行うべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>租税特別措置法施行令第45条の4 外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免税の取り扱いについて(平成8年4月1日 課消2 - 8例規)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国税庁消費税室、外務省大臣官房儀典官室特権免除班</p>